

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 基本方針ならびに人員, 設備および運営に関する基準 (第3条～第32条)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は, 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし, 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)</u>にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員(第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。), 特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員, 地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい, ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホーム</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 基本方針ならびに人員, 設備および運営に関する基準 (第3条～<u>第32条の2</u>)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雑則(第54条)</u></p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 特別養護老人ホームは, 入所者の人権の擁護, 虐待の防止等のため, 必要な体制の整備を行うとともに, その職員に対し, 研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は, 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし, 入所者の処遇に支障がない場合は, この限りでない。</u></p>

を併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員または地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

(非常災害対策)

第9条 (略)

2 (略)

(新設)

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(処遇の方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第24条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで

(運営規程)

第8条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(非常災害対策)

第9条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(処遇の方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第24条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで

および第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防

および第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防

止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

(基本方針)

止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)および職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第34条 (略)

2 (略)

(新設)

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(設備の基準)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第34条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第35条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(設備の基準)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第37条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条までおよび第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までお

第37条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2および第27条から第32条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8

よび第13条から第32条まで」とあるのは「第35条および第37条から第42条までならびに第43条において準用する第9条，第10条，第13条から第15条まで，第19条，第21条から第24条までおよび第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには，次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(1)～(7) (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号および第5号から第7号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員または調理員，事務員その他の職員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは，これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士，機能訓練指導員または調理員，事務員その他の職員

(2)～(5) (略)

10～15 (略)

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，入所者，入所者の家族，地域住民の代表者，当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市の職員または当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員，地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね2月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要

条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第35条および第37条から第42条までならびに第43条において準用する第9条，第10条，第13条から第15条まで，第19条，第21条から第24条まで，第25条の2および第27条から第32条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには，次に掲げる職員を置かなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって，入所者の処遇に支障がないときは，第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(7) (略)

2～8 (略)

9 (略)

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員，栄養士，機能訓練指導員または調理員，事務員その他の職員

(2)～(5) (略)

10～15 (略)

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，入所者，入所者の家族，地域住民の代表者，当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市の職員または当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員，地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合には，テレビ電話装置等の活用について

望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(準用)

第49条 第3条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条までおよび第32条の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と，同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と，同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と，第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条まで」とあるのは「第47条および第48条ならびに第49条において準用する第8条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条までおよび第32条」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は，次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル

て当該入所者等の同意を得なければならない。。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し，おおむね2月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(準用)

第49条 第3条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条まで，第32条および第32条の2の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と，同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と，同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と，第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条および第48条ならびに第49条において準用する第8条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条まで，第32条および第32条の2」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，原則としておおむね10人以下とし，15人を超えないものとする。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，

(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。

以上を標準とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条まで」とあるのは「第52条ならびに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第52条ならびに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当

該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条および附則第6条において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一

附 則

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条および附則第6条において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一

般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号および第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号および第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。